

委員会提出議案第1号

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに西東京市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月19日

提出者 議会運営委員長 大林 光昭

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

西東京市議会委員会条例（平成13年西東京市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「委員会において互選する」を「議長が、当該委員会の委員のうちから指名する」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第28条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の西東京市議会委員会条例（以

下「旧条例」という。)の規定による各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)の委員長及び副委員長である者は、それぞれこの条例による改正後の西東京市議会委員会条例の規定による委員会の委員長及び副委員長になるものとし、その任期は、それぞれ旧条例の規定による委員会の委員の残任期間とする。

(提案理由)

オンラインによる方法での委員会のほか、議会運営の効率化に資する規定を整備する必要がある。